

# 事業計画書

## はじめに

公益財団法人として、市民福祉の向上に寄与するという事業団の目的を果たすために、引き続き社会福祉事業（公益目的事業）と介護事業（収益事業）を円滑に行っていく。

このことは、事業団の事業活動が広く市民の利益増進に寄与するという公益財団法人の社会的な役割を果たすことにつながる事となる。

平成30年度も「社会福祉事業」として、社会福祉施設の管理運営等の施設貸与事業及び社会福祉に関する支援事業や教室、相談支援等を実施し、「介護事業」として、在宅で暮らす要介護高齢者や障がい者及びその家族の支援を行っていく。

また、いわき市健康・福祉プラザにおいては、今年度からクアハウス年間利用料金改定及び宿泊施設繁忙期料金の導入を実施することに加え、レストランの運営業者も変更したことから、いままで以上のサービス向上やPR活動の強化を図り、現利用者の繋ぎ止め及び新たな顧客層を掘り起こし、財務の健全化に努めていく。

## [事業の構成]

### ○社会福祉事業（公益目的事業）

#### 1. 施設貸与事業

（老人福祉センター・老人憩いの家、児童施設、へき地保育所、いわきサン・アビリティーズ、いわき市健康・福祉プラザ）

#### 2. ファミリー・サポート・センター事業

#### 3. 障害者相談支援事業

#### 4. 温泉療法事業

#### 5. いきいき健康教室事業

## ○介護事業（収益事業）

1. 指定通所介護事業
2. 指定居宅介護支援事業
3. 障害者生活介護事業

## I 【社会福祉事業（公益目的事業）】

### 基本方針

平成30年度は、いわき市の公共施設の指定管理者として、昨年度に引き続き施設貸与事業である、老人福祉センター、児童施設、へき地保育所、いわきサン・アビリティーズ、健康・福祉プラザの管理運営を行っていく。

各施設の管理運営については、施設の利用状況や利用者の意見・要望を聞き、施設運営に反映させることに努めるとともに、市民が常に安全かつ快適な施設利用ができるように努める。

平成31年度から施設貸与事業についてすべて新たな指定管理期間が始まることから、各指定管理施設について適正な管理運営計画を作成し、引き続き指定管理を受けられるよう準備を進めて行く。

その他ファミリー・サポート・センター事業、自主事業である温泉療法事業、いきいき健康教室事業については前年同様事業の実施を通じ市民福祉の向上を図っていく。

また、いきいきデイクラブ事業、いわきふれあいふくし塾運営事業、転倒骨折予防事業については、いわき市からの委託がないことから事業を終了する。

実施事業については事業団のホームページ等を活用した情報発信を行い、幅広い市民の利用に供することができるように努める。

### 事業計画

#### 1 施設貸与事業

- ① 老人福祉センター（平・勿来・内郷・四倉）・老人憩いの家（小名浜）  
地域の高齢者の健康の増進、教養の向上を図るため、趣味の活動やレクリエーションを行う場として施設を提供するとともに、各種相談に応じる。

利用者は少しずつ逡減する傾向があることから、高齢者なら誰でも無料で利用できる施設である点を周知するなど新たな高齢者の利用促進に努める。

## ② 児童施設（こども元気センター、小名浜児童センター、内郷児童館）

児童施設の運営にあたっては、地域における子育て支援や児童健全育成の拠点として、幼児教室及び赤ちゃんサロンを開催し、より多くの子どもや親子が施設を利用できるように努める。

平成30年度は前述の幼児教室や赤ちゃんサロンの実施回数を増やすなどして地域における子育て支援をより強化していくとともに、その利用促進を図るため、施設で行われる事業や行事を企画する際には経験豊富な児童厚生員が、子どもたちや保護者の興味関心のある事柄を反映させるなど工夫をこらしたメニューを企画し実施する。

また、市民が児童施設を通じて子育て支援や児童の健全育成に携わる機会をつくるためのボランティアの募集や、児童施設の機能を活かす事業として、次の事業も実施する。

### ア 地域活動推進事業

主に屋外で、子どもたちと様々な遊びを体験することで、子どもの健康増進や情操を豊かにする目的で行う。

- ・巡回事業
- ・自然体験活動事業
- ・子どもボランティア育成支援事業

### イ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互に交流できる場所を児童施設に開設し、子育て支援員を配置して、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育成を促進することを目的に実施する。

## ③ へき地保育所（永井保育所・桶売保育所）

へき地において保育を要する幼児に対し、家庭養育の補完的機関として幼児の保育を実施する。

## ④ いわきサン・アビリティーズ

障がい者の教養の向上及び健康の増進を図るために、趣味や文化活動、スポーツやレクリエーションなどの活動を行う場として利用者が快適に施設を利用できるよう適切な維持管理に努める。

また、2020年の東京パラリンピック開催を控え、これらの競技種目について、健常者と障がい者が共に体験することで、パラリンピック競技への理解及び普及促進を行うとともに、障がい者スポーツの裾野の拡大を図っていく。

#### ⑤ いわき市健康・福祉プラザ

##### ア 温泉利用型健康増進施設（クアハウス）

いわき市の代表的自然資源である温泉を利用しながら楽しく健康づくりができる施設であり、各種浴槽や温水プール、トレーニングルームを完備し、運動を普段の生活に取り入れることにより、生活習慣病の予防を支援するとともに、健康運動指導士・温泉利用指導者などの専門家による健康教室等を低廉な料金で実施し、誰でも手軽に楽しく健康増進が図れるよう手助けをしていく。

平成30年度は、市条例改正により年間利用料金を増額し、ある程度の収支改善が見込まれるところであるが、増額により会員数の減少も予想されることから、なお一層のサービス内容強化や市民に対する宣伝を強化することにより、できる限り現行会員数の維持を図る必要がある。

このため、サービスの強化については、新たに会員及びビジター向けの運動教室等を充実させるための健康づくり支援事業が市とのタイアップにより実施されることから、これを最大限活用しサービス充実強化に努めていく。

また、宣伝についても効果的なチラシの作成やオープン20周年記念イベントを活用して、最大限市民への周知に努めていく。

##### イ 宿泊研修施設

低廉な料金で気軽に温泉保養が楽しめる施設として、今まで以上に工夫を凝らしたサービスに徹するとともに、今年度から新しくなるレストランとの協力体制を構築し、魅力のある食事とサービスの提供を図り宿泊客増に努める。

30年度も公益目的事業の施設として、市民をはじめ多くの方に保養・休養の場を提供するため、会議・研修宿泊、学生向け合宿、健康増進宿泊パック等を通年で実施していく。

いわき市から受託している研修施設については、地域社会の健全な発展のために各種団体などに会議や研修の場として提供していく。同様に浴室付大広間については、手軽に温泉を楽しめる施設として、より多くの市民の方が利用できるよう適切な施設管理に努める。

## 2 ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人で行いたい人を会員として登録、組織化して、育児の相互援助活動が行われることで、子育て中の市民が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる保育環境をつくることを目的として実施する。

また、30年度は、ファミリー・サポート・センターの周知のため、PRを強化し、現状で不足している協力会員募集のための広報・宣伝活動、ポスター、チラシ作成配布及び子育て団体が実施するイベントへの参画を通じ、協力会員の増員を図る。

- (1)会員の募集、登録
- (2)相互援助活動の調整
- (3)相互援助活動に必要な知識習得のための研修会の企画・開催
- (4)会員相互の親睦を図るための交流会の企画・開催

## 3 障害者相談支援事業

障がい福祉サービスを必要とする利用者に対し、サービス利用計画を作成する。必要なサービスの充実と支援に努め、安心して地域で暮らせるようきめ細やかな計画の作成を行う。

また、障がいの状態、年齢、性別、生活の実態に応じ自己決定を尊重した個別的な支援を行う。

## 4 温泉療法事業

健康・福祉プラザは、高血圧症や糖尿病などの慢性的な病気の症状の緩和や血栓疾患や脳血管障害の後遺障害等のリハビリなど、様々な効果があるとされる温泉療法が実施できる全国でも数少ない温泉利用型健康増進施設であることから、温泉療法医と連携して温泉療法を実施するとともに、温泉療法の実施内容の周知に努める。

## 5 いきいき健康教室事業

健康・福祉プラザの温泉利用型健康増進施設（クアハウス）のプールなどを活用し、市民の健康増進に寄与するため、当館トレーナーが講師となって運動教室を実施する。

30年度は、高齢者をはじめ主婦層や勤労者等、幅広い世代を対象にそれぞれ利用しやすい時間帯で、午前1コース、午後3コース、夜間1コースの全5コースの教室を開催する。

## Ⅱ【介護事業（収益事業）】

### 基本方針

平成 30 年度も前年度と同様に、いわき市健康・福祉プラザにおいて、指定通所介護事業及び指定居宅介護支援事業を実施し、いわき市障害者生活介護センターにおいて障害者生活介護事業を実施する。

いずれの事業においても、在宅で暮らす要介護者の自立的な生活を支援することで、市民福祉の向上に寄与するという事業団の目的を果たしていく。

これら介護事業は、事業団の収益事業として、事業団全体が安定した運営を行う上で財務面での重要な役割を担うことから、積極的な収益増のため利用者の獲得及び反復した利用促進を図ることで、事業運営の効率化及び安定的な収益の確保に努める。

### 事業計画

#### 1 指定通所介護事業所（老人デイサービス事業）

通所介護事業所では、利用者が可能な限り、在宅においてその能力に応じ自立して生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者それぞれの要望、目的にあったサービスを提供し、利用者やその家族に満足していただけるような事業を実施する。

平成 27 年度以降、介護報酬の減やデイサービス事業者の大幅増加に伴う競争の激化等により、当該事業の経営が悪化してきている。

このため、平成 30 年度は、事務局と現場が一体となり、利用者にとって更なる魅力あるサービスの開発に努めるとともに、併せて、地域の関係機関や介護支援専門員との連携を密にしながら新規利用者を増やすための PR をなお一層強化していく。

#### 2 指定居宅介護支援事業所（ケアプラン作成等）

居宅介護支援事業所では、介護を必要とする方の相談を受け付け、その方の抱える問題点や改善点について把握し、関係機関、サービス提供事業者と連携し、適切な解決策の提案とそれに基づいたケアプランを作成する。

また、行政やサービス提供者との連絡調整を行い、ケアプランが有効に

実施されるよう管理する。

### 3 障害者生活介護事業（障害者生活介護センター）

在宅で暮らす障がい者に対する日帰り介護サービスを提供するとともに家族の介護負担軽減を図り、障がい者の地域生活を支援する。

平成30年度は、効率的な人員配置のもと利用者増、利用回数増を目指すとともに、各障がいの特性に応じた介助方法や精神的援助等の研修に積極的に参加し、職員全体のスキルアップを図り、全ての利用者の方に良質なサービスを提供し、利用者やその家族の方に満足していただけるように努める。

また、相談支援事業所等関係機関と連携し、積極的にPRを実施し新規利用者の確保に努める。

### Ⅲ【管理部門（法人会計）】

#### 1 業務執行体制等

平成 29 年度は、公益財団法人として 4 年目の決算を迎え、過年度専門家から受けた指示・助言をもとに独自に定期報告書を作成し、行政庁に提出、行政庁からの指摘事項も無く完了することができた。

平成 30 年度は、厳しい運営状況のなか、関係機関との連絡を密にし、適正な管理運営を進めていくとともに例月の現金出納検査を実施していく。

また、決算事務以外の管理事務に関しても、関係法令等を遵守するとともに、引き続き公益財団法人としてコンプライアンス重視の組織づくりを進めるため、職員への啓発に努める。

#### 2 情報開示

公益財団法人としての公益性、透明性の確保のためには、情報開示は不可欠であることから、事業計画や事業報告、決算に関する財務諸表、運営する事業の内容などについては、引き続きインターネットなどを通じて適宜、情報を公開する。